

## 輸出先国の規制に対応した加工食品製造支援事業のうち

(1) 中国等向けラベル切替等支援事業

(2) EU向け食品接触材の適合宣言書作成支援事業

支援対象者	生産者（個人・個社）、生産者（団体・協議会）、加工食品業者（個社）、加工食品業者（団体）、輸出事業者・商社（個社）		
対象品目	加工品		
支援内容類型	<p>(1) 及び (2) の事業</p> <ul style="list-style-type: none"><li>輸出に対応できる添加物・包材・ラベル表示等の対応を行いたい</li></ul> <p>(1) の事業</p> <ul style="list-style-type: none"><li>輸出向けの商品開発を行いたい（添加物・パッケージ対応を含む）</li><li>海外でプロモーションを行いたい</li></ul>		
支援内容	<p>(1) 中国等向けラベル切替等支援事業【補助率：1 / 2 以内】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>中国等の輸出先国の規制に対応するために行う、製品仕様、容器・包装表示及び製品ラベルの変更等に必要な原料調達先の調査、製品設計の検討、試験製造、製品検査等及び新製品の試験販売等に伴う経費</li></ul> <p>(2) EU向け食品接触材の適合宣言書作成支援事業【補助率：定額】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>輸出先国・地域が求める食品接触材に関する適合宣言書の作成等への対応に必要な経費</li></ul>		
申請要件	・本事業を行う意思及び具体的計画並びに的確に実施できる能力を有していること ・GFPコミュニティサイトに登録していること（(2) は一部の実施主体に限る。） 等		
申請先	農林水産省 輸出・国際局 輸出支援課	公募時期	令和4年4月以降（2次公募実施予定）

問合先：農林水産省 輸出・国際局 輸出支援課

担当：(1) 友金、貞廣 (2) 池田、尾松 電話：03-3501-4079

## <対策のポイント>

マーケットインの発想に立った輸出の拡大に向け、食品製造事業者等に対して、輸出先国の規制に対応するために必要なラベルの切替等の製品仕様の変更や、輸出先国の規制に適合しているかどうかを確認するための試験経費等を支援します。

## <事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

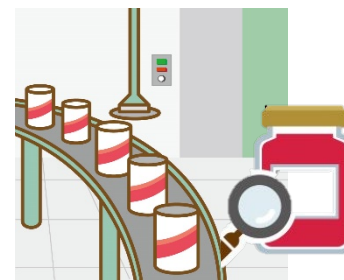
### <事業の内容>

### <事業イメージ>

#### 1. 中国等向けラベル切替等支援事業

87百万円

- ① 製品仕様の変更のため、原材料の調達先の調査、試験製造、表示ラベルの変更等の経費を支援します。
- ② 輸出先国から求められる食品の製造等を行う施設の登録に係る書類及び現地確認、輸出事業者への規制内容の周知、相談対応等を実施します。



表示ラベルの切替等に対する支援

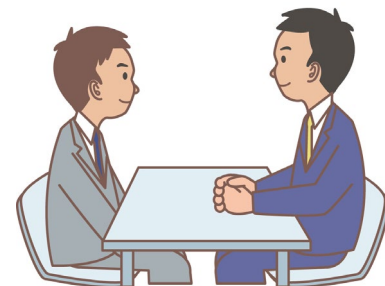
#### 2. EUにおけるプラスチック及び食品接触材に係る規制への対応

143百万円

- ① EU及び加盟国のプラスチック及び食品接触材（容器、包装等）に係る規制の調査を実施します。
- ② EUに輸出する茶及び加工食品等に使用される食品接触材に求められる適合宣言書の作成に係る経費を支援します。

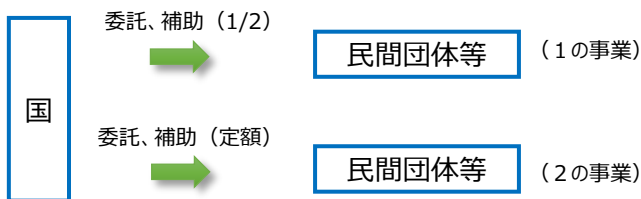


EUのプラスチック規制等の調査



適合宣言書作成に係る調査・相談等に対する支援

## <事業の流れ>



【お問い合わせ先】（1、2①及び2②（加工食品）の事業）輸出・国際局輸出支援課（03-3501-4079）

-18- （2②（茶）の事業）農産局果樹・茶グループ（03-6744-2194）